



休眠預金を活用した民間公益活動 「シンボルマーク利用の手引き」

2022.4.4（改訂版）

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

■ シンボルマーク(メイン)



■ シンボルマーク(サブ①)



■ シンボルマーク(サブ②)



<解説>

タンポポの綿毛は広くさまざまな場所に飛んでいき、いったん着地するとその場所にしっかりと根を張り花を咲かせ、容易には枯れることのないたくましさを持続性を兼ね備えています。

このタンポポの特性を本事業のシンボルにふさわしいものとして制作されました。

綿毛のモチーフは、優しさで生命力の象徴であり、社会的価値の拡大と深化を促進させるという意味を持ちます。

そして、写実的な色使いが明るく希望に満ちた印象を見た方に与えることを期待しています。

<標語の解説>

● メイン標語

「舞い上がれ 社会を変える みんなの力」

休眠預金を活用した新しい試みにチャレンジする資金分配団体が増え、その助成によって実行団体においても活動が拡がり、さまざまな立場の人が参画することによって社会を変えていく…。その可能性を休眠預金を持っているということが込められています。

● サブ標語

受益者へのメッセージを大切にしたい標語 : 咲かせよう 笑顔の花を 未来まで

地域への活動を広げる思いを込めた標語 : 広げよう 地域に根ざす 支援の輪

■ シンボルマークについての基本的な考え

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)に、以下のとおり定められています。

第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

項1. 指定活用団体の業務

(1)基本的業務

⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

b)シンボルマークの策定・活用

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク(休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識)を策定しなければならない。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定めなければならない。

■ シンボルマーク使用規程

JANPIAは上記の基本方針に基づきシンボルマークを策定し、その使用に関する基本的な事項を「シンボルマーク使用規程」に定めています。

したがって、シンボルマークを使用する場合には、この「シンボルマーク使用規程」を遵守する必要があります。

※「シンボルマーク使用規程」 https://www.janpia.or.jp/about/information/pdf/rule/rule_39.pdf

■ 資金提供契約書における定め

シンボルマークの活用については、JANPIAと資金分配団体との間で結ばれる資金提供契約書に以下のとおり定められています。

また、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約書にもシンボルマークの活用について同様に定められています。

資金提供契約書(抜粋)

第29条 (シンボルマークの活用)

1. 乙は、本事業を実施する又は実行団体をして民間公益事業を実施させるにあたり、休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを示すため、甲が指定するシンボルマーク(以下「本シンボルマーク」という。)を表示し又は実行団体をして表示させるものとする。
2. 乙は、本シンボルマークの使用にあたって、甲が策定し、甲のWebサイト上で公表するシンボルマーク利用の手引きに従うものとし、実行団体に対しても当該規程を遵守させるものとする。なお、当該規程に定めのない事項については、乙と実行団体との間で協議の上、決定するものとし、決定された内容については、当該決定後、速やかに甲に通知するものとする。

■ シンボルマークの利用方法

- ・シンボルマークは、上記のとおり、メインのシンボルマークとサブのシンボルマーク(2個)があります。使用に当たっては、主にメインのシンボルマークを使用することとし、事業の特徴などからサブのシンボルマークの使用を希望する団体は、サブのシンボルマークも使用することができます。
- ・シンボルマークは、原則、JANPIAのウェブサイトに掲載されている[シンボルマークのデータ](#)をダウンロードして、シンボルマーク使用規程及び本手引きに従い使用してください。

■ シンボルマークシール・リンクバナー

①シール

・JANPIAにおいて、メインのシンボルマークシール屋内用及び屋外用(それぞれ小・中・大の3種類)を作成しています。屋内用シールについては資金分配団体には資金提供契約時に、また、実行団体には資金分配団体から「内定団体一覧表」がJANPIAに提出された後に送付しますので、これを使用してください。送付した屋内用シールが不足する場合は、JANPIAのWEBサイト内の[申し込みフォーム](#)よりお申し込みください。

・屋外用シール(耐光・耐水性のあるシールです。自動車、重機及び外壁などに使用するために作成しました。)が必要な場合は、JANPIAのWEBサイト内の[申し込みフォーム](#)よりお申し込みください。

※JANPIAでは、サブのシンボルマークシールを作成しないため、必要な場合は資金分配団体又は実行団体において作成してください。

②リンクバナー

・JANPIAにおいて、メインのシンボルマークのリンクバナーを作成し、[マニュアル](#)とともにそのデータをJANPIAのWEBサイトに掲出していますので資金分配団体及び実行団体のWEBサイトに掲載いただくようご協力をお願いします。

■ シンボルマークの表示を想定する場面

- ① 資金分配団体及び実行団体の団体WEBサイトに必ずシンボルマークを表示してください。
- ② 休眠預金活用事業で経理処理上固定資産として計上する物品を購入した場合（不動産を含む）は、必ずその物品にシンボルマークを表示してください。（例：不動産、パソコン、冷蔵庫、事務機器、車両等）
※それ以外の休眠預金を活用して購入した物品への表示については、団体の裁量で行ってください。
- ③ 休眠預金を活用した事業を実施する場面 では、必ずその物品にシンボルマークを表示してください。
（例：看板、のぼり、ピブス、腕章等）
- ④ 休眠預金を活用した事業に関する物を作制した場合は、必ずその制作物にシンボルマークを表示してください。
（例：プレスリリース、案内チラシ、報告書等）
- ⑤ 休眠預金を活用した事業の広報活動や啓発活動等をする場面でも、積極的にシンボルマークを表示していただくようご協力をお願いします。（例：ウェブサイト、ポスター、名刺等）

■ シンボルマークの使用状況の確認

- ・資金分配団体及び実行団体がシンボルマークを購入物品（不動産、パソコン、冷蔵庫、事務機器、車両等）や制作物（ポスター、チラシ、冊子等）に表示したときは、数部を見本として保管してください。保管が難しい場合やイベント等での利用の場合は、使用状況が分かるように写真を撮って保管してください。
 - ・シンボルマークの使用状況については、上述の資金提供契約書における定めに基づき表示されているか否かについて、原則として、実行団体においては資金分配団体が、資金分配団体においてはJANPIAが、資金提供契約で定める進捗状況報告、年度末報告、事業完了報告及び事業完了時監査などの機会に必ず確認することとします。
- ※JANPIAが資金分配団体及び実行団体の活動状況を広報する場合などにおいて、JANPIAから各団体にシンボルマークの使用例の情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

■ シンボルマークのJANPIAの事前承認

- ・シンボルマーク使用規程及び本手引きに従ってシンボルマークを使用する場合は、JANPIAの事前承認は必要ありません。
- ・ただし、「シンボルマーク使用規程」第2条第1項で定められている使用目的以外にシンボルマークを使用したい場合は、同条第2項により、事前にJANPIAの承認が必要となりますので留意してください。

■ シンボルマークの使用に関する問合せ先

シンボルマークの使用に関する問合せ先は、以下のとおりとなります。

「シンボルマークの表示について正しく行っているか不安である」、「念のため、制作物について事前に確認してほしい」など疑問や確認点がございましたら、JANPIA企画広報部までお気軽にお問い合わせください。

また、制作物などJANPIAにご共有いただけるものがあれば、メールや郵送でぜひお送りください。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)
企画広報部電話：03-5511-2026(直通)
E-mail：info@janpia.or.jp

■ カラー規定

色彩再現のための数値です。

■ フルカラー



特色 : DIC 2177
CMYK値 : C72%
RGB値 : R36 G173 B226
WEBカラー : #24ADE2

特色 : DIC 567
CMYK値 : M20% Y100%
RGB値 : R255 G203 B0
WEBカラー : #FFCB00

特色 : DIC N-954
CMYK値 : K70%
RGB値 : R109 G112 B114
WEBカラー : #6D7072

■ モノトーン



CMYK値 : K100%
RGB値 : R0 G0 B0
WEBカラー : #000000

CMYK値 : K50%
RGB値 : R128 G128 B128
WEBカラー : #808080

CMYK値 : K30%
RGB値 : R179 G179 B179
WEBカラー : #B3B3B3

■ スミベタ



CMYK値 : K100%
RGB値 : R0 G0 B0
WEBカラー : #000000

■ 余白枠規定

余白枠とは、シンボルマークの周囲に他の要素を入れてはならない範囲です。

他のさまざまな表示要素と分離して識別性を高め、独立性を確保するために規定しています。

また、余白枠内は背景に関わらず常に白とします。この余白枠は本シンボルマークのシール展開等にもそのまま活用されます。



■ 表示例



背景が白地の場合



背景が色地の場合



背景が写真やイラストの場合

■ 最小使用サイズ規定

最小使用サイズは、シンボルマークを最も小さいサイズで再現する基準を示しています。

デザインイメージと再現性、可読性を保持するため、これより小さなサイズでは使用しないものとします。(フルカラー・モノトーン・スミいずれの場合も同じ)

また、左右幅20mm以上27mm未満で表示する場合は縮小版を使用してください。

■ 通常版 最小サイズ



27mm

■ 縮小版 最小サイズ



20mm

WEBページ、スマホ、タブレットなど、環境によって再現サイズが異なる場合にはこの限りではありませんが、視認性には最大限の配慮をお願いします。

■ 使用に関する注意 1.

■ 他のデザイン要素や文字をかぶせてはいけない



■ 組み合わせの比率を変えてはいけない



■ 文字の組み方を変えてはいけない



■ 書体を変えてはいけない



■ 規定以外のカラーで表示してはいけない



■ 反転させてはいけない



■ 使用に関する注意 2.

■ 他の文言を入れてはいけない



■ 変形(平体)させてはいけない



■ 変形(長体)させてはいけない



■ 変形(斜体)させてはいけない



■ 回転させてはいけない



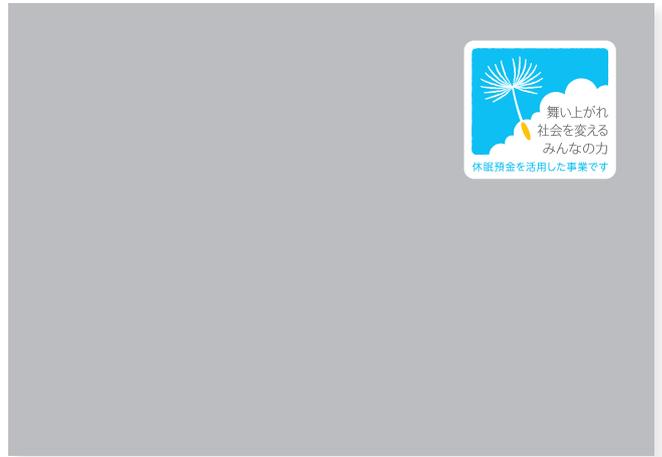
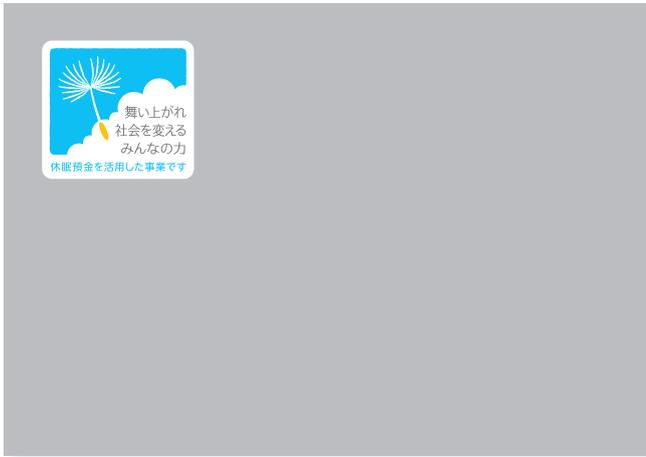
■ 要素を減らしてはいけない



■ 掲出例(チラシ作成例)

本シンボルマークは原則として、四隅のいずれかに配置するものとします。

資金分配団体と実行団体のシンボルマークやロゴタイプの具体的な配置等は資金分配団体のルールにゆだねます。

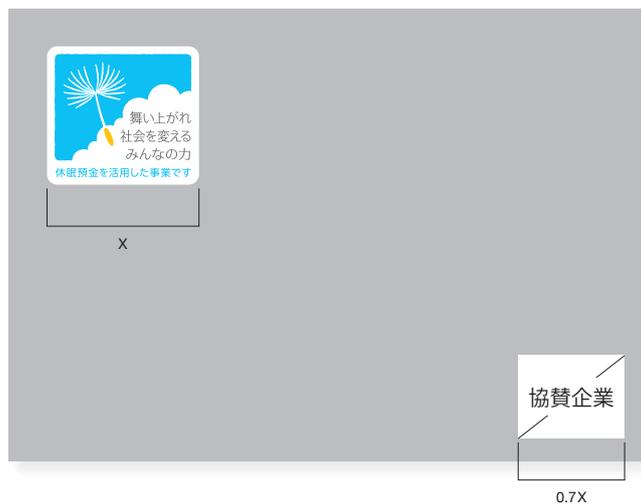


■ 協賛企業掲出の場合

協賛企業のロゴを掲出する場合は、そのロゴの大きさを本シンボルマークの左右幅の70%以下とします。

具体的な配置等は協賛企業のルールにゆだねます。

なお、協賛企業のルールで上記扱いが難しい場合は、JANPIA企画広報部までお問い合わせください。



■ シンボルマークの問合せ先

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)

企画広報部電話：03-5511-2026(直通)

E-mail: info@janpia.or.jp